

市民相談(5月分)

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止としています。  
実施する場合は、市ホームページでお知らせします。

祝日、休日の受付・相談はありません。  
秘密厳守・無料  
同一内容の相談は原則1回  
場 市役所1階市民相談室101・102

問 広報広聴課  
TEL 06-6992-1353, 1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

▼弁護士※  
(1人30分・先着14人)  
毎週木曜日13:00~16:30

▼司法書士※  
(1人30分・先着8人)  
第2・3・4火曜日13:00~15:00

登記相談・・・相続・売買・贈与などの登記

▼司法書士※  
(1人30分・先着4人)  
第2水曜日13:00~15:00

行政書士相談・・・5月は休止します。

不動産一般相談・・・5月は休止します。

税務相談・・・5月は休止します。

※上記いずれも相談日の1週間前(休日の時は翌開庁日)13:00から電話受付

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など

▼行政相談委員※前日までに  
第4火曜日10:00~12:00

問 門真税務署  
TEL 06・6909・0181(自動音声案内に従い、「2」を選択してください)

▽個人事業者の消費税および地方消費税  
5月15日(金)

▽所得税および復興特別所得税  
5月19日(火)

▽振替納税利用者の振替日を変更  
5月15日(金)

門真税務署からのお知らせ  
税務署での面接相談は事前予約が必要  
▼事前予約が必要な相談  
▼還付手続きなどの確定申告  
▼修正申告、更正の請求  
▼その他の個別相談  
希望する日の前日までに電話などで予約してください。



郵便により国民健康保険料の減免申請を受け付けます  
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度の国民健康保険料の減免申請については、原則として郵便で受付を行います。  
所得が著しく減少した場合など、保険料の減免を考えている人は、まずは電話で保険課に相談してください。  
問 保険課  
TEL 06・6992・1545

おおさか健活マイレージ「アスマイル」  
40歳以上の国民健康保険被保険者はさ  
らにお得に  
おおさか健活マイレージ「アスマイル」は、府民の健康づくりをサポートするアプリです。  
朝食を食べる、歩く、歯を磨く、けんしんを受けるなどの毎日の健康活動でポイントが貯まり、貯まったポイントで飲み物や電子マネーなどが抽選で当たります。  
令和2年度からは、府から付与される国保ポイントに加え、40歳以上の守口市国民健康保険被保険者を対象に、市町村ポイントが付与されます。市民保健センターで実施する特定健診を受診すると、府の国保ポイントに加え、2千円分の市町村ポイント、歯科健康診査を受診すると、千円分の市町村ポイント



問 保険課  
TEL 06・6992・1545  
HP <https://www.asmile.pref.osaka.jp/>

詳しくはアスマイル公式ホームページをご覧ください。市町村ポイントについては保険課に問い合わせください。  
問 おおさか健活マイレージアスマイル事務局(12月29日~1月3日除く午前9時~午後5時)  
TEL 06・6131・5804  
FAX 06・6452・5266  
HP <https://www.asmile.pref.osaka.jp/>

固定資産税・都市計画税(共有)

固定資産(土地・家屋)を複数の人で共有している場合の固定資産税・都市計画税は、共有者が連帯して納税義務を負うことが地方税法で規定されています。このため、持ち分にに応じて税額を按分して課税することはできません。代表者には納税通知書および納付書、代表者以外(共有構成員)には納税通知書(納付書は同封していません)を、それぞれ5月以降に送付予定です。あらかじめ、代表者を含む共有構成員間で納付方法などについて取り決めてください。

問 課税課資産税担当  
TEL 06・6992・1474

令和2年度特別徴収の税額決定通知書

新型コロナウイルスの感染拡大などを受けて、確定申告の申告期限が無期限になったことにより、5月中旬ごろに発送する特別徴収税額通知書について、確定申告書の内容の反映が間に合わない場合があります。この場合は、順次、特別徴収の税額変更または決定の通知書を送ります。

問 課税課市民税担当  
TEL 06・6992・1456

市税のコンビニ収納

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付書は、コンビニでも収納可能です。コンビニでは、次の納付書は取り扱いません。納付は、現金のみの取り扱いになります。  
▽納期限を過ぎたもの  
▽金額を訂正したもの  
▽1枚の納付書の納付額が30万円を超えるもの

また、4月1日より、いつでもどこでも簡単に市税が納付できるスマホ決済アプリ「PayPay(ペイジー)」の取り扱いを開始しました。  
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

注 新型コロナウイルス感染症の影響や災害・病気、事業の廃止など特別な事情により市税の納付が困難な場合は納税の猶予や分割納付の相談を随時受け付けていますので、連絡してください。

問 納税課  
TEL 06・6992・1851~1854

自動車税(種別割)の納期限

自動車税(種別割)の納期限は6月1日(月)です。  
納税通知書裏面に記載の金融機関、

大阪府内の郵便局、コンビニ、府税事務所で納付することができます。

また、パソコンやスマートフォンなどを利用したクレジットカードでの納付や、府税の収納を扱う金融機関(ゆうちょ銀行を除く)のPayEasy(ペイジー)に対応しているATMやインターネットバンキングによる納付もできます。さらに、スマートフォン決済アプリ「PayB」を利用して納付することもできます。

詳しくは、各金融機関や大阪府ホームページを確認してください。  
問 自動車税コールセンター(平日午前9時~午後5時45分)  
TEL 0570・020156

納税課からのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次のとおり協力をお願いします。  
納税相談などについて  
来庁をできるだけ控えていただき、電話で相談してください。

また、納税証明書などの証明書発行についても郵送による申請に協力をお願いします。  
市税口座振替について  
振替口座などの変更、廃止を希望する人の中で、金融機関へ直接申請が困難な場合は納税課に連絡してください。

問 納税課  
TEL 06・6992・1851

生活保護適正化情報ダイヤル

市民の皆さんから、生活保護の不正受給などに関することや、本当に生活に困窮しているにも関わらず、市に相談していない人の情報を受け付け、その情報をもとに独自に調査を行います。提供された情報は厳密に取り扱い、情報提供者の個人情報厳守します。市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

問 生活福祉課 TEL 06-6992-1593 [Mori\\_seikatuf@city-moriguchi-osaka.jp](mailto:Mori_seikatuf@city-moriguchi-osaka.jp)

専用電話番号06-6998-7921 受付時間 平日9:00~17:30

次の情報をお待ちしています。

- ▽仕事をしているのに市に報告していない
- ▽財産があるのに生活保護費を受給している
- ▽虚偽の世帯構成で生活保護を受けている
- ▽生活保護受給者を安いアパートに住まわせて保護費を搾取するなど、貧困ビジネスの疑いがある
- ▽自身の処方薬を他人に譲渡している
- ▽本当に生活に困っているのに、市や民生委員に相談していない